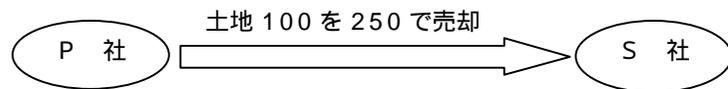


【追 録：グループ法人税制に関する事例】

本書ではグループ法人税制の概要を説明していますが、別表処理の事例を以下に掲げますので、参考にしてください。

【設例 1】資産の譲渡（時価）

P 社は S 社の全株式を所有している親会社です。当期において P 社が所有している販売用不動産（土地）を S 社に売却しました。取引の概要は以下の通りです。



(百万円)

	帳簿価額	時 価	取引価額
売却した P 社所有の土地	100	250	250

以上の情報を基に、必要となる税務申告処理を示しなさい。

(注) 棚卸資産である販売用不動産は譲渡損益調整資産から除外されますが、帳簿価額が 10 百万円以上の土地については、販売用不動産に計上されていても譲渡損益調整資産に該当します。

資金決済は預金で行われたとすると、P 社、S 社で行われる会計処理は以下のようになります。

(P 社)

(借方) 預 金	250	／	(貸方) 土 地	100
			土地売却益	150

(S 社)

(借方) 土 地	250	／	(貸方) 預 金	250
----------	-----	---	----------	-----

グループ法人税制において、譲渡損益調整資産の対象となる土地を売却した際に計上した土地売却益は繰り延べなくてはなりません。具体的には、P 社において以下の申告調整を行います。

別表四

区 分		総 額	留 保	社外流出
減	譲渡損益調整勘定繰入	150,000,000	150,000,000	
算	小 計	25	150,000,000	
所得金額又は欠損金額		44	150,000,000	

別表五(一)

区 分	期 首	減	増	期 末
譲渡損益調整勘定(土地)		150,000,000		150,000,000
計		150,000,000		150,000,000

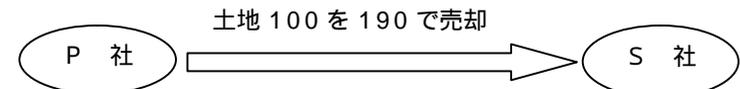
< 解 説 >

P 社は S 社の全株式を所有していますので、両社間で行われた譲渡損益調整資産の譲渡によって生じた損益は繰延べの対象となります。資産を譲り受けた S 社には、申告において必要となる税務処理はありませんが、譲渡した P 社は会計上計上された土地売却益 150 百万円を S 社が他の法人へ譲渡するまでの間、繰り延べる必要があります。

具体的には別表四の減算欄に「譲渡損益調整勘定繰入」として記載するとともに留保欄に転記し、別表五(一)においてマイナスの利益積立金として認識します。また、譲渡損益を計算した根拠を明らかにするために、別表十四(四)「完全支配関係がある法人の間の取引の調整に関する明細書」を作成し、提出しなくてはなりません。

【設例 2】資産の譲渡（低額）

設例 1 で、P 社が時価よりも低い価額で土地を S 社に売却した場合に必要な税務処理を検討します。取引の概要は以下の通りです。



(百万円)

	帳簿価額	時 価	取引価額
売却した P 社所有の土地	100	250	190

以上の情報を基に、必要となる税務申告処理を示しなさい。

設例 1 と同様に、資金決済は預金で行われたとすると、P 社、S 社で行われる会計処理は以下のようになります。

(P 社)

(借方)預 金	190	／	(貸方)土 地	100
			土地売却益	90

(S 社)

(借方)土 地	190	／	(貸方)預 金	190
---------	-----	---	---------	-----

設例 1 と同様に P 社が計上した土地売却益は繰延べの対象となります。また、税務上、資産の譲渡は時価で行うことが要請されますので、取引価額と時価との差額 60 百万円 (= 250 - 190) は P 社から S 社に対する寄附と認識しなくてはなりません。具体的には P 社・S 社において以下の申告調整を行います。

【 P 社の申告調整】

別表四

区 分		総 額	留 保	社外流出	
加算	譲渡益計上漏れ	60,000,000	60,000,000		
	小 計	60,000,000	60,000,000		
減算	譲渡損益調整勘定繰入	90,000,000	90,000,000		
	寄附金認容	60,000,000	60,000,000		
	小 計	25	150,000,000	150,000,000	
	寄附金の損金不算入	27	60,000,000		その他 60,000,000
	所得金額又は欠損金額	44	30,000,000	90,000,000	60,000,000

別表五(一)

区 分	期 首	減	増	期 末
譲渡損益調整勘定(土地)		90,000,000		90,000,000
譲渡益の寄附金認定		60,000,000	60,000,000	0
計		150,000,000	60,000,000	90,000,000

【 S 社の申告調整】

別表四

区 分		総 額	留 保	社外流出	
加算	受贈益計上漏れ	60,000,000	60,000,000		
	小 計	13	60,000,000	60,000,000	
減算	受贈益益金不算入	18	60,000,000		* 60,000,000
	小 計	25	60,000,000		60,000,000
	所得金額又は欠損金額	44	0	60,000,000	60,000,000

別表五(一)

区 分	期 首	減	増	期 末
土 地			60,000,000	60,000,000
計			60,000,000	60,000,000

< 解 説 >

P 社が会計上計上した土地売却益 90 百万円を繰り延べるのは設例 1 で説明した通りです。それに加え、譲渡価額 190 百万円と時価 250 百万円との差額 60 百万円 (= 250 - 190) を P 社から S 社への寄附金として認定しなくてはなりません。グループ法人間の寄附金は損金不算入となります。

このため、別表四には譲渡損益調整勘定繰入 90 百万円の減算処理と、土地売却益の計上漏れ 60 百万円、寄附金の損金不算入 60 百万円の加算処理を行うと同時に寄附金認定損の減算処理を行います。寄附金の損金不算入処理以外は留保欄に転記し、別表五(一)において利益積立金として認識しますが、譲渡益と寄附金認定損は相殺されることとなりますので、翌期に繰り越されるのは譲渡損益調整資産勘定の 90 百万円のみとなります。

また、別表十四(四)「完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書」を作成し、提出するのは設例 1 で記載した通りです。

S 社においては、取引価額と時価との差額 60 百万円の受贈益を計上するとともに、グループ法人間の取引として益金不算入処理を行います。別表四には受贈益 60 百万円の加算処理と当該受贈益の益金不算入 60 百万円の減算処理を行います。受贈益の益金算入処理は留保欄に転記し、別表五(一)において利益積立金として認識しますが、譲渡益の益金不算入額は流出処理しますので、翌期に繰り越されるのは受贈益(土地)の 60 百万円のみとなります。

結果として S 社が取得した土地の価額は税務上、250 百万円 (= 190 + 60) となり、時価で取引されたと認識されます。